

令和5年第4回
対馬市議会定例会議案



対馬市

目 次

議案第58号	令和5年度対馬市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第59号	令和5年度対馬市診療所特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第60号	令和5年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第61号	令和5年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第62号	令和5年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第63号	令和5年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第64号	令和5年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊
議案第65号	対馬市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第66号	対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7
議案第67号	対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3 1
議案第68号	対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3 3
議案第69号	対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例	3 7
議案第70号	対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	3 9
議案第71号	対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例	4 1
議案第72号	対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例	4 3
議案第73号	対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について	4 5
議案第74号	あそうベイパークの指定管理者の指定について	4 7
議案第75号	対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について	4 9
議案第76号	対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について	5 1
議案第77号	デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について	5 3

議案第78号	デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について-----	55
議案第79号	対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定について-----	57
議案第80号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(シレイ・唐洲地区) --	59

議案第 6 5 号

対馬市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例

対馬市災害派遣手当等に関する条例（平成 1 8 年対馬市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 4 条」を「第 2 6 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

第 2 条第 1 項中「第 4 4 条」を「第 2 6 条の 8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「特定新型インフルエンザ等対策」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 66 号

対馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(対馬市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 対馬市職員の給与に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 120」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 125」を加え、同条第 3 項中「100 分の 67.5」との次に「、「100 分の 125」とあるのは「100 分の 70」と」を加える。

第 30 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 100」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 105」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 47.5」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 50」を加える。

別表第 1 から別表第 4 までを次のように改める。

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	

41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600				
	95		296,200	344,100				
	96		296,600	344,500				
	97		296,800	344,700				
	98		297,100	345,100				
	99		297,500	345,500				
	100		297,900	345,800				
	101		298,100	346,100				
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400	330,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200	332,400
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200	334,300
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100	336,200
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900	338,000
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900	340,000
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700	342,000
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600	344,000
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400	345,800
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	347,900
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	349,900
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	351,900
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	353,400
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	355,400
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	357,300
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	359,300
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	361,100
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	363,100
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	365,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	367,000
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	368,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	370,700
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	372,700
	24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	374,700
	25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	376,100
	26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	377,900
	27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	379,700
	28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	381,400
	29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	383,100
	30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	384,600
	31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	386,100
	32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	387,600
	33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	388,900
	34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	390,200
	35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	391,500
	36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	392,600
	37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	393,700
	38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	394,800
	39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	395,900
	40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	397,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	397,800
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	398,600
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	399,400
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	400,200
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	400,600
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	401,200
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	401,700
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	402,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	402,500
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	402,800
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	403,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	403,400
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	403,700
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	404,000
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	404,300
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	404,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	404,900
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	405,200
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	405,500
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	405,900
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	406,100
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	406,400
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	406,700
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	407,000
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	407,200
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		290,700	326,500	347,300		
87		290,900	326,700	347,600		
88		291,100	327,000	347,900		

89		291,500	327,400	348,300		
90		291,700	327,800	348,600		
91		291,900	328,200	349,000		
92		292,100	328,600	349,300		
93		292,500	328,900	349,700		
94		292,700	329,100	350,000		
95		292,900	329,500	350,300		
96		293,200	329,800	350,600		
97		293,500	330,000	350,900		
98		293,700	330,300	351,300		
99		293,900	330,600	351,700		
100		294,200	330,900	352,100		
101		294,500	331,100	352,600		
102		294,700	331,400	353,000		
103		294,900	331,800	353,400		
104		295,200	332,000	353,800		
105		295,500	332,200	354,300		
106			332,400			
107			332,800			
108			333,000			
109			333,200			
110			333,600			
111			334,000			
112			334,400			
113			334,600			
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	323,900

備考 この表は、栄養士に適用する。

医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	

41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	
95	284,700	317,200	350,100	367,900	
96	285,600	317,800	350,700	368,200	
97	286,200	318,300	351,100	368,800	
98	286,800	318,600	351,500	369,300	
99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			

137	301,900	332,700				
138	302,200	333,100				
139	302,600	333,500				
140	302,900	333,900				
141	303,100	334,200				
142	303,500	334,600				
143	303,900	334,900				
144	304,200	335,300				
145	304,400	335,600				
146	304,600	336,000				
147	304,900	336,400				
148	305,300	336,800				
149	305,500	337,100				
150	305,700	337,500				
151	306,000	337,900				
152	306,300	338,300				
153	306,700	338,600				
154	306,900					
155	307,100					
156	307,400					
157	307,700					
158	308,000					
159	308,300					
160	308,600					
161	309,000					
162	309,300					
163	309,600					
164	309,900					
165	310,300					
166	310,600					
167	310,900					
168	311,200					
169	311,600					
定年前再 任用 短時間勤 務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

教 育 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	177,200	193,400	274,900	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	277,200	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	279,500	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	281,600	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	283,800	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	286,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	288,200	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	290,300	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	292,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	294,700	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	297,000	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	299,100	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	301,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	303,100	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	304,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	306,600	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	308,200	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	310,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	312,500	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	314,800	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	316,800	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	319,000	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	321,200	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	323,500	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	325,700	351,800	440,600
	26	222,900	240,100	327,900	353,600	441,800
	27	224,000	242,000	330,000	355,300	442,800
	28	225,200	243,900	332,000	357,000	443,900
	29	226,700	245,600	334,000	358,600	445,100
	30	228,200	248,000	335,400	360,200	445,900
	31	229,700	250,400	336,800	361,800	446,700
	32	231,200	252,800	338,400	363,300	447,600
	33	232,500	255,200	339,900	364,600	448,500
	34	234,100	257,600	341,900	366,100	449,000
	35	235,800	259,900	344,000	367,600	449,500
	36	237,200	262,100	345,800	369,300	450,000
	37	238,500	264,300	347,600	371,000	450,500
	38	239,900	266,500	349,300	372,500	
	39	241,300	268,900	351,000	373,800	
	40	242,700	271,000	352,600	375,200	

41	244,000	273,300	354,100	376,300
42	245,300	275,600	355,800	377,700
43	246,500	277,800	357,400	379,100
44	247,800	279,900	359,000	380,600
45	249,100	282,000	360,700	382,000
46	250,400	284,200	362,400	383,600
47	251,600	286,300	363,700	385,100
48	252,700	288,200	365,100	386,600
49	253,800	290,300	366,300	387,900
50	255,100	292,000	367,800	389,400
51	256,400	293,800	369,400	390,800
52	257,400	295,500	370,900	392,100
53	258,500	296,800	372,300	393,300
54	259,900	298,800	373,800	394,600
55	260,900	300,700	375,300	395,700
56	261,900	302,700	376,700	396,800
57	262,900	304,700	378,100	398,000
58	263,900	306,800	379,500	399,200
59	264,900	309,000	380,800	400,400
60	265,900	311,200	382,100	401,600
61	266,800	313,300	383,000	402,700
62	267,500	315,600	384,200	403,700
63	268,200	317,800	385,300	405,000
64	268,800	319,900	386,400	406,200
65	269,500	322,000	387,200	407,400
66	270,700	323,500	388,300	408,500
67	271,800	325,000	389,300	409,600
68	272,900	326,500	390,300	410,700
69	274,200	328,200	391,400	411,700
70	275,600	330,200	392,400	412,900
71	276,800	332,200	393,500	414,100
72	278,000	334,100	394,600	415,300
73	278,800	335,900	395,600	415,900
74	279,700	337,900	396,700	416,700
75	280,700	339,800	397,800	417,400
76	281,700	341,700	398,800	417,900
77	282,600	343,400	399,700	418,200
78	283,600	345,200	400,600	418,600
79	284,700	346,900	401,600	419,000
80	285,500	348,600	402,600	419,400
81	286,300	350,400	403,400	419,700
82	287,100	352,100	404,200	420,100
83	287,900	353,500	404,900	420,500
84	288,700	355,100	405,700	420,800
85	289,600	356,300	406,400	421,100
86	290,400	357,900	407,200	421,500
87	291,100	359,400	407,900	421,900
88	291,900	360,900	408,600	422,200

89	292,800	362,200	409,200	422,500
90	293,700	363,500	409,900	422,800
91	294,600	364,800	410,400	423,100
92	295,300	366,200	411,100	423,300
93	295,600	367,600	411,500	423,500
94	296,300	368,900	411,900	
95	297,000	370,100	412,200	
96	297,700	371,200	412,500	
97	298,400	372,200	412,700	
98	299,200	373,200	413,000	
99	300,000	374,200	413,300	
100	300,700	375,100	413,500	
101	301,400	375,900	413,700	
102	301,800	376,900	414,000	
103	302,200	377,800	414,300	
104	302,600	378,700	414,500	
105	302,800	379,500	414,700	
106	303,100	380,400	415,000	
107	303,400	381,300	415,300	
108	303,600	382,200	415,500	
109	303,800	383,000	415,700	
110	304,000	384,000	416,000	
111	304,300	384,900	416,300	
112	304,600	385,800	416,500	
113	304,800	386,400	416,700	
114	305,000	387,300	417,000	
115	305,200	388,200	417,300	
116	305,500	389,100	417,500	
117	305,800	389,900	417,700	
118	306,000	390,600		
119	306,300	391,400		
120	306,600	392,200		
121	306,800	392,800		
122	307,000	393,600		
123	307,200	394,300		
124	307,500	395,000		
125	307,800	395,600		
126		396,300		
127		396,800		
128		397,400		
129		398,100		
130		398,700		
131		399,200		
132		399,700		
133		400,000		
134		400,300		
135		400,600		
136		400,900		

	137		401,200			
	138		401,500			
	139		401,800			
	140		402,100			
	141		402,400			
	142		402,700			
	143		403,000			
	144		403,300			
	145		403,500			
	146		403,800			
	147		404,100			
	148		404,300			
	149		404,500			
	150		404,800			
	151		405,100			
	152		405,300			
	153		405,500			
	154		405,800			
	155		406,100			
	156		406,300			
	157		406,500			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		226,200	272,100	299,100	325,500	406,600

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、助教諭及び教育委員会に勤務する指導主事に適用する。

別表第4（第5条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の 区分	職務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700
	2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500
	3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400
	4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200
	5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900
	6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000
	7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000
	8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000
	9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000
	10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000
	11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000
	12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000
	13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700
	14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600
	15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300
	16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100
	17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800
	18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400
	19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900
	20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400
	21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900
	22	198,200	244,300	276,200	303,600	324,400
	23	200,100	245,200	277,400	304,900	324,800
	24	202,000	246,100	278,600	306,200	325,200
	25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600
	26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100
	27	207,200	249,400	282,400	309,500	326,600
	28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100
	29	210,500	251,500	284,400	311,600	327,600
	30	212,400	252,900	285,900	312,300	328,100
	31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600
	32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100
	33	218,200	256,100	289,800	314,700	329,700
	34	219,500	256,700	291,100	315,200	330,200
	35	221,100	257,200	292,400	315,700	330,600
	36	222,300	257,700	293,700	316,200	331,000
	37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300
	38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700
	39	226,400	259,600	297,100	318,200	332,100
	40	227,700	260,300	298,200	318,900	332,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

41	229,100	260,900	299,600	319,400	332,900
42	230,300	262,000	300,600	319,900	333,600
43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200
44	232,600	264,100	302,800	321,200	334,800
45	233,800	264,900	303,800	322,000	335,400
46	234,800	266,100	304,700	322,400	336,100
47	235,800	267,300	305,500	322,800	336,800
48	236,800	268,300	306,300	323,200	337,500
49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000
50	239,300	270,400	307,900	323,900	338,400
51	240,200	271,700	308,600	324,200	338,800
52	241,100	273,000	309,500	324,500	339,200
53	242,200	273,800	310,400	324,800	339,500
54	243,100	274,900	311,200	325,400	339,900
55	244,000	275,900	312,000	326,000	340,500
56	244,900	276,800	312,800	326,500	341,100
57	245,700	277,500	313,500	326,800	341,400
58	246,500	278,500	314,200	327,200	341,900
59	247,300	279,300	314,800	327,700	342,400
60	248,100	280,100	315,400	328,200	342,800
61	248,900	280,900	316,000	328,700	343,000
62	249,700	281,700	316,600	329,100	343,400
63	250,600	282,500	317,200	329,600	343,700
64	251,400	283,400	317,700	329,800	344,100
65	251,900	284,300	318,200	330,000	344,300
66	252,700	285,200	319,000	330,300	344,700
67	253,400	286,000	319,600	330,900	345,100
68	254,100	286,800	320,200	331,400	345,500
69	254,800	287,600	320,900	331,700	345,900
70	255,300	288,200	321,500	332,000	346,300
71	255,800	288,700	322,000	332,300	346,600
72	256,300	289,300	322,600	332,500	347,100
73	256,700	289,800	322,800	332,700	347,600
74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100
75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600
76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800
77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100
78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500
79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900
80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300
81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700
82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000
83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400
84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700
85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100
86		294,200	327,500	336,300	352,500
87		294,500	327,700	336,600	352,900
88		294,700	327,900	336,900	353,300

	89		294,900	328,200	337,100	353,700
	90		295,100	328,500	337,400	
	91		295,400	328,700	337,700	
	92		295,700	329,000	338,100	
	93		295,900	329,200	338,500	
	94		296,200	329,400	338,700	
	95		296,500	329,700	339,000	
	96		296,700	330,000	339,200	
	97		296,900	330,200	339,500	
	98		297,100	330,500	339,800	
	99		297,300	330,700	340,100	
	100		297,600	331,000	340,400	
	101		297,900	331,200	340,600	
	102		298,200	331,400	340,900	
	103		298,400	331,600	341,200	
	104		298,600	331,800	341,500	
	105		298,900	332,200	341,700	
	106			332,400	342,100	
	107			332,600	342,300	
	108			332,900	342,500	
	109			333,200	342,800	
	110			333,400		
	111			333,700		
	112			334,000		
	113			334,200		
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		216,100	230,600	232,600	254,700	283,200

備考 この表は、船舶に乗り込む船長、機関長、機関士及びその他の船員に適用する。

第2条 対馬市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第17条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第17条の2第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の次に「に限る。）」を加える。

第17条の次に次の1条を加える。

（在宅勤務等手当）

第17条の2 住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。

3 前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第27条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。

第30条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50」を「100分の48.75」に改める。

（対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年対馬市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	380,000円
2	427,000円
3	477,000円
4	539,000円

第7条第2項中「100分の165」との次に「、「100分の125」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

(対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年対馬市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合は」を、「100分の165」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第6条 対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合は100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

(対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第7条 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成16年対馬市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合は」を、「100分の165」の次に「、12月に支給する場合には100分の175」を加える。

第 8 条 対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

(対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 9 条 対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成 1 6 年対馬市条例第 4 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「合計額に」の次に「、6 月に支給する場合は」を、「1 0 0 分の 1 6 5」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 5」を加える。

第 1 0 条 対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「、6 月に支給する場合は 1 0 0 分の 1 6 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 7 5」を「1 0 0 分の 1 7 0」に改める。

(対馬市技能労務職員給与条例の一部改正)

第 1 1 条 対馬市技能労務職員給与条例(平成 1 6 年対馬市条例第 4 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

(在宅勤務等手当)

第 8 条の 2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について 1 か月当たり平均 1 0 日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(対馬市水道事業企業職員給与条例の一部改正)

第 1 2 条 対馬市水道事業企業職員給与条例(平成 1 6 年対馬市条例第

208号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第7条の2 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずるものとして規則で定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他規則で定める時間を除く。)の全部を勤務することを、規則で定める期間以上の期間について1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して支給する。

(公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部改正)

第13条 公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例(平成17年対馬市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

第7条第1項中「通勤手当」の次に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条から第13条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の対馬市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の職員給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の対馬市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次条において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定、第5条の規定による改正後の対馬市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例(次条において「改正後の議員報酬条例」という。)の規定、第7条の規定による改正後の対馬市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例(次条において「改正後の市長及び副市長の給与条例」という。)の規定及び第9条の規定による改正後の対馬市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(次条において「改正後の教育長給与条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用す

る。

(給与の内払)

第2条 改正後の職員給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長及び副市長の給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の職員給与条例、第3条の規定による改正前の任期付職員条例、第5条の規定による改正前の議員報酬条例、第7条の規定による改正前の市長及び副市長の給与条例又は第9条の規定による改正前の教育長給与条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例、改正後の任期付職員条例、改正後の議員報酬条例、改正後の市長及び副市長の給与条例又は改正後の教育長給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和5年12月5日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 6 7 号

対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

対馬市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年
対馬市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「における」を「の日額又は時間額で基本報酬を定める
報酬職員についての」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 第 3 条に掲げる給料表について、給与条例第 5 条に掲げる給料表の
改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場
合における当該遡って適用される期間に給料職員又は月額で基本報酬
を定める報酬職員であった者（当該改正の施行の日の属する月の前月
の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。）の在職期間中の給与
については、当該改定後の規定にかかわらず、当該改定の効力は、生
じない。

別表第 3 中「1 7 5, 2 1 8 円」を「1 7 6, 2 1 8 円」に、「1 8
8, 6 9 6 円」を「1 8 9, 6 9 6 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の対馬市会計年度任用職員
の給与及び費用弁償に関する条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用
する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 68 号

対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

対馬市国民健康保険税条例（平成 16 年対馬市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第 56 条の 89 第 4 項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 3 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第 24 条の 30 の 5 に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第 5 条の規定により算定した被保険者均等割額（第 1 項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第 6 条の規定により算定した所得割額の 12 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間の

うち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の対馬市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和5年12月5日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 69 号

対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例

対馬市教職員住宅管理及び使用料条例（平成 16 年対馬市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「の維持管理」を「を別表のとおり設置し、その維持管理」に改める。

別表中「第 8 条」を「第 1 条、第 8 条」に改め、同表 5 の項を削り、6 の項を 5 の項とし、7 の項から 81 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、82 の項から 84 の項までを削り、85 の項を 81 の項とし、86 の項から 102 の項までを 4 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 12 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 70 号

対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

対馬市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年対馬市条例第 21 号）を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

令和 5 年 12 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 7 1 号

対馬市企業誘致に関する条例の一部を改正する条例

対馬市企業誘致に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「3 箇年」を「3 か年」に改める。

第 4 条第 1 項中「次」を「別表」に改め、各号を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

業種	事業者の規模	投下固定資産総額	新規常用 雇用者数
製造業	資本金 5, 0 0 0 万円以下	5 0 0 万円以上	5 人以上
	資本金 5, 0 0 0 万円超 1 億円以下	1, 0 0 0 万円以上	
	資本金 1 億円超	2, 0 0 0 万円以上	
旅館業等観光関連産業	資本金 5, 0 0 0 万円以下	5 0 0 万円以上	5 人以上
	資本金 5, 0 0 0 万円超 1 億円以下	1, 0 0 0 万円以上	
	資本金 1 億円超	2, 0 0 0 万円以上	
ソフトウェア業等	—	—	5 人以上
情報処理サービス業	—	—	1 5 人以上

備考 事業者の規模に応じた投下固定資産額及び新規常用雇用者数のいずれも満たすこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に提出があった事業計画書に係る指定について適用し、同日前に提出があった事業計画書に係る指定については、なお従前の例による。

令和5年12月5日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 7 2 号

対馬市営駐車場条例の一部を改正する条例

対馬市営駐車場条例（平成 1 8 年対馬市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

普通自動車			
小型自動車	1 1 0 円	5 0 円	5 2 0 円
軽自動車			
二輪自動車	5 0 円	3 0 円	2 6 0 円

を

「

普通自動車			
小型自動車	1 6 0 円	7 0 円	7 8 0 円
軽自動車			
二輪自動車	7 0 円	4 0 円	3 9 0 円

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 7 3 号

対馬市交流センター駐車場の指定管理者の指定について

対馬市交流センター駐車場の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市交流センター駐車場	対馬市巖原町 今屋敷 6 6 1 番地 3	株式会社 まちづく り巖原	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日 まで

議案第 7 4 号

あそうベイパークの指定管理者の指定について

あそうベイパークの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所 在	名 称	
あそうベイパーク	対馬市美津島町雞知乙 5 0 3 番地 7 5	グリーンアイランド合同会社 代表社員 米田 靖夫	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

議案第75号

対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者の指定について

対馬市こどもデイサービスセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市こどもデイサービスセンター	対馬市美津島町雞知乙511番地3	社会福祉法人米寿会 理事長 米田 征四郎	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

議案第 76 号

対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者の指定について

対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市高齢者生活福祉センター「ピアハウス」	対馬市厳原町田渕 933 番地	社会福祉法人 あすか福祉会 理事長 素花 源之	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 77 号

デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者の指定について

デイサービスセンター御嶽の里の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
デイサービスセンター御嶽の里	対馬市上対馬町大浦 6 番地 1	社会福祉法人慶長会 理事長 武末 裕雄	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 78 号

デイサービスセンターなるたき園の指定管理者の指定について

デイサービスセンターなるたき園の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
デイサービスセンターなるたき園	対馬市上対馬町大浦 6 番地 1	社会福祉法人 慶長会 理事長 武末 裕雄	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 79 号

対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者の指定について

対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 24 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市厳原地区公民館分館ありあけ会館	対馬市厳原町久田 48 番地 80	白子区 区長 橘清治	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 80 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（シレイ
・唐洲地区）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面積（平方メートル）	編入する区域
（A 工区） 対馬市豊玉町唐洲字シレイ 2 の 2 及び 3 の 3 地先並び に 1 の 8 に隣接する道路地 先	1, 425.54	字シレイ
（B 工区） 対馬市豊玉町唐洲字唐洲 1 30 の 8 及び 737 の 2 地 先並びに 740 の 2 に隣接 する道路地先並びに字シレ イ 1 の 7 及び 1 の 8 に隣接 する道路地先	4, 514.23	字唐洲

竣功認可書

対馬市

令和5年7月5日付けで申請のあった第1種唐崎漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和5年8月25日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

長崎県対馬市豊玉町唐洲字シレイ3番2から1番8に隣接する里道に至る地先並びに
長崎県対馬市豊玉町唐洲字シレイ1番8に隣接する里道から字界を経て同町字唐洲130番8
に至る地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

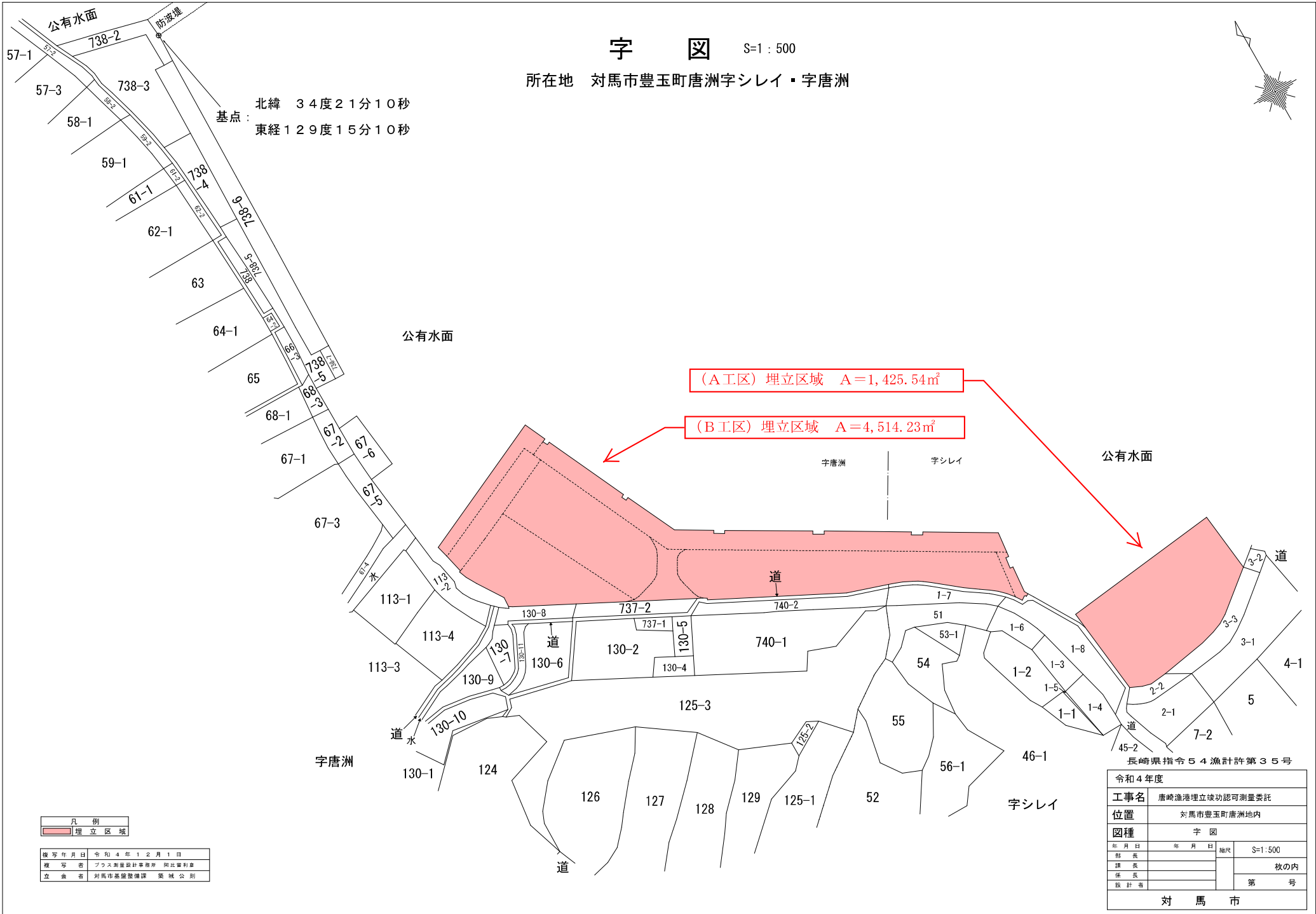
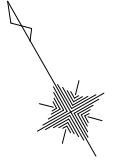
3. 竣功面積 5,939.77㎡

(内訳)	道	路	敷	415.75㎡
	護	岸	敷	247.96㎡
	岸	壁	敷	902.07㎡
	荷	所	地	933.53㎡
	倉	庫	地	762.90㎡
	加	場	地	1,252.02㎡
	船	場	地	1,425.54㎡
		用		
		用		
		用		

字 図 S=1:500

所在地 対馬市豊玉町唐洲字シレイ・字唐洲

基点：北緯 34度21分10秒
東経 129度15分10秒



-62-

凡 例	
	埋立区域

撰 写 年 月 日	令 和 4 年 度 1 2 月 1 日
撰 写 者	プ ラ ス 測 量 設 計 事 務 所 岡 比 留 利 彦
立 会 者	対 馬 市 基 盤 整 備 課 築 城 公 司

長崎県指令 54 漁計第 35 号

令和 4 年度	
工事名	唐崎漁港埋立域功認可測量委託
位置	対馬市豊玉町唐洲地内
図種	字 図
年 月 日	年 月 日 縮尺 S=1:500
製 長	枚の内
課 長	
係 長	
設 計 者	第 号
対 馬 市	

